

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年2月23日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：8件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	集中環境施設用重油移送ポンプ（B）駆動用電動機の冷却用ファンカバーに腐食による破損が認められたため、当該カバーを交換	D	
2	2号機	主発電機固定子冷却水入口温度指示計のデジタル値表示用ランプに一部点灯不良が認められたため、当該温度指示計を点検・修理	対象外	
3	2号機	鉄イオン注入装置海水供給ポンプ（A）出口圧力指示計に指示値不良（オーバースケール）が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	D	
4	3号機	取水設備動力用配電盤の点検後の復旧作業において、当該配電盤のリレー制御電源のスイッチ投入操作を失念したため、対応検討	C	
5	4号機	屋外電気品の点検において、ケーブルトレイ上に敷設されているケーブル被覆の表面に損傷（6箇所）及び潰れ（2箇所）が認められたため、当該部を補修	D	
6	4号機	廃棄物処理系床ドレンろ過器用ろ過剤保持ポンプの軸シール部より水のリーク（連続滴下）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	5号機	タービン建屋地階南側の換気空調系移送排風機の点検において、入口及び出口側ダクト接続部カバー（布製）に一部破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	集中環境施設	洗浄水供給系の機器ドレン系脱塩器洗浄用水供給弁のグラウンド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・調整	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで